

## アクチュアリー行動規範

平成6年5月25日制定  
平成8年5月24日改正  
平成11年5月26日改正  
平成24年3月22日改正  
平成25年1月29日改正  
令和3年9月14日改正

### (前文)

アクチュアリーは、数理的手法等を活用して、的確な現状認識とそれに基づく将来予測を行い、その関与する事業の健全な発展や公共の利益の増進に努めることを主要な業務としている。

このような業務を行うためには、高度な識見と専門知識が必要であることに加えて、アクチュアリーへの信頼が不可欠である。そのために、アクチュアリーにとっては、専門能力の向上に努め、専門職能者としてその機能を十分に発揮し職責を全うすることが重要となる。

アクチュアリー行動規範は、アクチュアリーが専門職能者としてその職責を全うし、社会の信頼を確かなものにするための行動の指針である。

### (目的)

第1条 公益社団法人日本アクチュアリー会（以下「本会」という。）は、本会の会員（以下「会員」という。ただし、法人会員は除く。）が専門職能者として行動する際の指針として、アクチュアリー行動規範（以下「行動規範」という。）を制定する。

### (行動規範の遵守)

第2条 会員は、アクチュアリーとしての専門能力が必要とされる業務または会員の資格に基づく業務（以下「専門業務」という。）を行う場合には、行動規範を遵守するものとする。また、会員は、別に定めるアクチュアリー行動基準を遵守するものとする。

### (誠実義務)

第3条 会員は、専門職能者としての良心に従い、誠実に専門業務を行うものとする。

### (コンプライアンス)

第4条 会員は、専門業務に関連する法令等および実務基準に通じ、これを遵守するものとする。

### (業務の提供)

第5条 会員は、自らの専門能力と責任の範囲内において専門業務を提供するものとする。

### (公正義務)

第6条 会員は、依頼者と自己との利益相反、先入観や他者からの影響等により、自らの専門的判断を損なってはならない。

### (守秘義務および目的外利用の禁止)

第7条 会員は、専門業務を通じて知り得た秘密について、正当な理由がある場合を除き、他者に漏らしてはならず、正当な目的以外の目的で利用してはならない。

### (能力の向上)

第8条 会員は、専門業務に関する能力の向上に努めるものとする。

(信用保持)

第9条 会員は、本会およびアクチュアリーに対する信用を傷つけ、または不名誉となる行為を行ってはならない。

(行動規範の改廃)

第10条 この行動規範の改廃は、理事会の決議による。

附則

令和3年9月14日付の改正は、令和4年4月1日から施行する。